タッチ決済乗車取扱規則

2026（令 8）年 3 月 23 日制定

第 1 章　　総則

第 1 条　目的

この規則は、しずてつジャストライン株式会社（以下、「当社」といいます。）における、当社が定めるクレジットカード等の非接触決済（以下、「タッチ決済」といいます。）の利用に関して必要な事項を定め、利用者の利便性向上と円滑な利用を図ることを目的とします。

第 2 条　用語の定義

本規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1)「バス路線」とは、しずてつジャストライン株式会社の経営するバス路線をいいます。また「当社」とはしずてつジャストライン株式会社をいいます。

(2)「タッチ決済媒体」とはタッチ決済機能のあるクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、およびタッチ決済機能を搭載している携帯型端末等の情報端末をいいます。

(3)「タッチ決済乗車」とは、カード会員番号等の識別情報を有するタッチ決済媒体とサーバ上の電子式証票を組み合わせたサーバ管理型乗車券として使用する乗車方法のことをいいます。

(4)「読取機」とは、タッチ決済媒体を使用する際に、媒体が有する識別情報を読み取るために、バス車内の乗降口に設置された車載機器をいいます。

(5)「発行者」とは、タッチ決済機能を有するカードを発行する者、およびタッチ決済機能を提供している者をいいます。

(6)「管理サーバ」とは、タッチ決済乗車に必要となる各種のデータ（識別情報、入出場情報、利用履歴等）を管理するサーバをいいます。

第 3 条　適用範囲

１．タッチ決済による当社の旅客運送等については、一般乗合旅客自動車運送事業運送約款（平成 17 年 6 月 23 日付中運自旅一第 176 号認可・以下、「運送約款」といいます。）に定めがない場合または運送約款と異なる取り扱いの場合は、本規則の定めるところによります。

２．本規則が改定された場合、以後のタッチ決済乗車による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。

３．本規則に定めのない事項については、運送約款または第 2 条第 5 号の発行者が定める規程等によるほか、運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

第 4 条　契約の成立時期および適用規定

１．タッチ決済乗車による旅客との運送契約の成立時期は、バス車内の読取機で乗車記録をしたときとします。

２．前項の規定により契約の成立した時以後における取り扱いは、別段の定めをしない限り、全てその契約の成立したときの規定によります。

第５条　取扱区間
当社がタッチ決済乗車を取り扱う区間は、バス路線のうちタッチ決済乗車対応の読取機が設置され、タッチ決済乗車対応の各種データが読取機に配信されているバス車両が運行する区間とします。

第６条　旅客の同意
タッチ決済媒体を使用する旅客は、本規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

第７条　利用環境
１．タッチ決済媒体は、旅客が自らの責任において準備、維持しなければなりません。なお、タッチ決済媒体の利用における情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとします。
２．タッチ決済媒体は、タッチ決済機能が所定の仕様に従って適切に動作することを前提とし、表示不良や環境設定に起因する不具合、故障またはバッテリー切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の事由により使用できる状態にない場合は、使用することができません。これらの不具合等によって旅客に生じる不利益は、全て当該旅客が責任を負うものとします。

第２章　使用

第８条 使用方法
１．タッチ決済媒体は、旅客が当社の停留所相互間を乗車の目的で、乗車及び降車する際にバス車内の読取機に触れて乗車記録及び降車記録をした場合に、当該乗車区間に有効なタッチ決済乗車による片道普通乗車券として使用することができます。この場合は、運送約款第２１条第２項の規定は適用しません。
２．旅客が乗車する際にタッチ決済媒体を読取機に触れず、乗車処理がなかった場合であって、降車する際に当社の乗務員が旅客の乗車した停留所を知ることができないときは、当該運行系統又は区間の始発の停留所から乗車したものとみなします。ただし、当社の旅客及び荷物営業規則に定める整理券を所持し、降車する際にタッチ決済媒体を使用する場合は、この限りではありません。
３．発行者は第９条第１項及び第２項に定める運賃を当社に立替払いし、これにより旅客に対し当該運賃に係る求償債権を取得します。なお、発行者の旅客に対する求償債権の請求方法は、当該発行者が定めるところによります。

第９条 運賃の適用
１．タッチ決済乗車には、大人片道普通旅客運賃を適用するものとします。小児がタッチ決済媒体を使用した場合も同様とします。
２．前項の規定にかかわらず、タッチ決済媒体を使用する旅客本人から申し出がある場合に限り、当社の乗務員が次の各号に掲げる処理を取り扱います。

（１）複数人精算（同一区間での乗車に限る）

（２）小児運賃の適用

（３）運送約款第２５条第１項第１号及び第２号に規定する割引運賃の適用

３．前項第３号の適用を受けようとする旅客は、降車する際（運賃を支払う前）に、運送約款第２５条第１項第１号及び第２号に規定する手帳（運送約款第２５条第１項第３号に規定する本人確認方法を含む）を当社の乗務員に提示、または運賃割引証を提出しなければなりません。手帳の提示または運賃割引証の提出がない場合は、前項第３号の適用を受けることができません。

第 10 条 効力

タッチ決済乗車を行った場合のタッチ決済媒体の乗車券としての効力は、次の各号のとおりとします。

（１）当該乗車区間において、片道１回の乗車に限り有効とします。

（２）車載機で乗車記録を読み取った後は、乗車記録を読み取った当該運行便に限り有効とします。

（３）途中下車の取り扱いはしません。

第 11 条 利用履歴の確認

１．旅客は、管理サーバと接続するＷｅｂサイト等において、所定の手続きを行ったうえで、タッチ決済乗車の利用日、利用区間、運賃等を確認することができます。

２．前項で規定する確認は、利用日から１年間に限り行うことができます。ただし、管理サーバと接続するＷｅｂサイト等の利用規約の変更や同サイトの不具合等の特段な事情がある場合は、この限りではありません。

第 12 条 制限事項等

次の各号のいずれかに該当する場合には、タッチ決済媒体を使用して乗降することはできません。

（１）１回の乗車につき、２以上のタッチ決済媒体を同時に使用すること。

（２）他の乗車券と併用すること。

（３）タッチ決済媒体に名義人が存在する場合に、当該名義人以外が当該タッチ決済媒体を使用すること。

（４）利用可能枠のあるタッチ決済媒体を、利用可能枠を超えて使用すること。

（５）偽造、変造、ならびに不正に作成または不正に取得されたタッチ決済媒体を使用すること。

（６）タッチ決済媒体の破損、読取機の故障等、やむを得ない事情によりタッチ決済媒体の読み取りができないとき。

第 13 条 免責事項

１．タッチ決済媒体の表示不良や環境設定に起因する不具合により生じた旅客の損害に関して、当社は一切補償しません。

２．使用環境によってタッチ決済媒体を使用できない場合、通信環境や管理サーバの不具合等により生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切補償しません。

第3章　無効

第14条 無効となる場合等

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該タッチ決済乗車を無効とします。

（１）乗車開始後に乗車記録のあるタッチ決済媒体を他人から譲り受けて使用したとき

（２）その利用方法に基づかず使用したとき

（３）偽造、変造または不正に作成されたタッチ決済媒体を使用したとき

（４）その他不正乗車の手段として使用したとき

第15条 不正使用等に対する旅客運賃、割増運賃の収受等

１．前条の各号の規定に該当する場合は、乗車地から降車地の区間に対する片道普通旅客運賃と、その２倍に相当する額の増運賃をあわせて収受します。この場合の片道普通旅客運賃および増運賃は、現金でお支払いいただきます。

２.前項の規定により、旅客運賃・増運賃を収受する場合において、乗車地が判明しない場合は始発地から乗車したものとして計算します。

附　　則

実施期日

この規則は、２０２６年３月２３日から実施します。